

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の 一部を改正する省令案について

1. 背景

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者による交通サービスの提供が困難である場合において、最終的な交通手段として地域住民等の移動ニーズに応えているが、非営利の取組となるため、サービスの提供基盤のさらなる強化が必要であるほか、自家用有償旅客運送による交通サービスが必要となった場合の円滑な導入に関して課題がある。

今般、令和 5 年に開催された「ラストワンマイル・モビリティ／自動車 DX・GX に関する検討会」による提言を踏まえ、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年国土交通省令第 33 号。以下「特区法省令」という。）について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進（施行規則第 51 条の 2 の 2 関係）

事業者協力型自家用有償旅客運送制度について、より一層活用を促進するため、一般旅客自動車運送事業者が「運行管理」に加え「車両整備管理」に協力するという、現行規定で認められている類型だけでなく、「運行管理」に加え「ノウハウ面の提供」として配車サービスに協力する類型も認めることとする。

（2）自家用有償旅客運送に係る更新手続きの簡素化（施行規則第 51 条の 10 関係）

自家用有償旅客運送の更新手続きにおいて、提出が必要となる申請書類が多く、自家用有償旅客運送者にとって過度な負担となっていることから、申請書類の簡素化を行うこととする。また、同条の読替規定を設けている特区法省令においても同様の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 10 月下旬

施 行：公布の日